

「文化芸術創造のまち 新宿」の実現に向けて

文化芸術は、人々の心を養い、人生における喜びや力、生活への潤いと豊かさを与えてくれます。また、私たちの生活において人と人とをつなげる礎となるものです。

新宿のまちには、自然や歴史、文化芸術や経済活動等を通して、多くの人々が培ってきた豊かな地域の力があり、このまちが持つ多彩な財産を未来へとつなげていくことが大切です。

新宿区では、「文化芸術創造のまち 新宿」の実現に向け、平成22年4月に「新宿区文化芸術振興基本条例」を施行しました。

この条例は、文化芸術の振興に関する基本原則を定め、区民・文化芸術活動団体・学校・企業の役割、区の責務を明らかにするとともに、文化芸術の担い手となるあらゆる主体の相互の係りを通して、新宿のまちの特性を生かした発展的な文化芸術の創造に資することを目的としています。

文化芸術を振興していくためには、文化芸術に関わる全ての主体が、文化芸術の持つ意味を理解し、持続的・継続的に連携して、活発な活動を実践していくことが必要です。また、新宿のまちに訪れる観衆・聴衆や新宿の文化芸術の支援者たちの協力も不可欠です。

条例では、この「文化芸術に関わる全ての主体」を「私たち区民」と定義づけ、みんなで力を合わせて文化芸術の振興に取り組むことを目指しています。

そして、持続的・継続的に「私たち区民」の文化芸術活動等に関する基本的な事項について調査審議を行う、文化芸術振興会議を設置しました。

文化芸術振興会議は、「私たち区民」が持つ力を結集し、より多くの人々が文化の持つ力を発信・享受でき、そして、このまちの魅力を後世に伝えるため、あらゆる視点から審議を行い、「文化芸術創造のまち 新宿」の実現に向けて取り組んでいます。